

平成 21 年 4 月 23 日

報道関係者各位

楽天証券株式会社

金融庁の行政処分に対する業務改善報告書の提出ならびに社内処分について

楽天証券株式会社（代表取締役社長：楠 雄治、本社：東京都品川区）は、平成 21 年 3 月 24 日付で金融庁より、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 14 号に規定する「金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められるとのことから、金融商品取引法第 51 条の規定に基づき業務改善命令を受けたことにつき、本日、同庁に対し改善報告書を提出するとともに、今般の事態を招いた責任を明確化するため社内処分を実施いたしました。

■ 改善報告書の概要

I. システム改善計画推進にあたっての体制整備

システムの改善計画を推進するにあたり、平成 21 年 4 月 1 日より弊社代表取締役社長の直接管掌下にシステム改善計画推進の実働部隊である「システム安定化推進部」を立ち上げ、更に品質管理部、内部監査部、および社外の有識者等による牽制機能を有した「システム安定化推進委員会」を設置いたしました。弊社は、本推進体制のもとでシステムの安定化を目的とした改善活動に優先的に取り組んで参ります。

II. システム改善計画

弊社は、今般の業務改善命令を受け、以下に記載する改善計画（実施済の施策を含む）を策定し実施いたします。

1. 既に実施済の改善策

(1) システム監視および障害復旧態勢の強化【平成 21 年 1 月実施済】

システム障害の発生をより早期に検知することを目的として、システムの監視ポイントを強化するとともに、障害発生時の連絡体制を見直し、迅速な対応が可能となるよう態勢を強化いたしました。

(2) 基幹データベースへの不具合修正プログラムの適用【平成 21 年 2 月実施済】

平成 20 年 11 月 11 日のシステム障害の原因であるデータベースの不具合を解消するプログラムを適用いたしました。

(3) 夜間バッチ処理の短縮【平成 21 年 4 月実施済】

従来、約 90 分の処理時間であった夜間バッチ処理を約 60 分に短縮いたしました。こ

れにより、夜間バッチ処理で発生したシステム障害に対する復旧時間を確保いたしました。

2. 障害復旧態勢の整備に係る改善策

(1) 危機管理計画の見直しと詳細化【平成 21 年 4 月末までに第一フェーズ完了。以降継続して実施】

システム障害発生時において、影響範囲をより迅速に把握するために、システム運行状況を再確認し、システム運行上の重要なポイント（取引所への接続や夜間バッチ処理開始のタイミング等）における危機管理計画の見直しを図り、障害シナリオと障害復旧手順の詳細化を進めて参ります。

また、障害発生時にお客様から受託した注文の取扱いについても、お客様への影響を極小化すべく、取扱いルールを見直して参ります。

(2) 障害復旧手順書の実効性確認【平成 21 年 5 月中旬より複数回にわたり実施】

障害復旧手順書の実効性を担保するために、障害訓練を実施いたします。

(3) システム改修計画の策定と実行【計画策定：平成 21 年 5 月末まで。実行：平成 21 年 6 月より】

過去の障害事例の分析を通じて弊社システムの問題点をリストアップし、計画的にシステムの改修を進めて参ります。

3. システム安定運用態勢の整備に係る改善策

(1) システム運用・保守体制の強化【平成 21 年 5 月末日処】

システム障害の再発防止、および障害発生時の迅速なサービス復旧を目的として、システムの運用・保守体制を再整備いたします。体制強化の具体策として、社内体制のほか、弊社システムを担当する主要ベンダーとの協力体制についても見直しを実施いたします。

(2) データベース運用管理体制の強化【平成 21 年 5 月末日処】

システム部門内に設置されているデータベースの運用管理に関わる専門人員の増員を行いました。本体制において、データベース障害の未然防止の観点から、データベースを安定的に運用するための具体的な施策を検討、実施いたします。

(3) システム外部監査の実施【平成 21 年 5 月中旬～6 月中旬実施予定】

「システムを安定して運用可能な体制となっているか」、「システム自体の信頼性・安全性は適切であるか」という 2 点をテーマとし、外部専門家によるシステム監査を実施いたします。

(4) 教育・研修等の実施【平成 21 年 4 月より開始】

社内の全役職員を対象に、インターネット証券会社のシステム自体に対する理解とシステム運用の重要性について再認識を促し、またそれを浸透させるために、社内研修を実施いたします。特に、システム部門、品質管理部門に関しましては、社内外の研修や資格取得等を通して専門スキルの向上を図って参ります。

(5) システム開発時における品質管理活動の継続実施

システム開発時において、不具合の作り込みを未然に防止するため、過去のシステム障害事例の分析を通して得た教訓を品質管理活動に取り込み、品質向上を継続して推進して参ります。

■ 社内処分の内容

この度の行政処分の原因である、システム障害時の復旧態勢が不十分であったことを重く受け止め、また、過去に同様の事由により 2 度の業務改善命令を拝命していることを踏まえ、平成 21 年 4 月 23 日付で、次のとおり役職員の社内処分を実施いたしました。

- | | | | |
|-----|---|-------|-------------|
| (1) | システム障害再発防止及びシステムリスク管理態勢整備に係る経営計画策定及び業務執行全体の管理監督に関する責任 | | |
| | 代表取締役社長 | 楠 雄治 | 3 ヶ月 50%の減俸 |
| (2) | システムの企画・開発・運用に関する指揮命令及び監督、業務執行に関する責任 | | |
| | 取締役常務執行役員 | 今井 隆和 | 3 ヶ月 30%の減俸 |
| | その他執行役員 2 名 | | 3 ヶ月 10%の減俸 |

弊社は、過去に同様の事由により、2 回の業務改善命令を受けているにも関わらず、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配をお掛けしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

現在、弊社では改善策に基づき、システム安定化の推進に全社一丸となり取り組んでおります。今後とも変わらぬご指導、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

商号等：楽天証券株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 195 号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会